

令和6年西東京市教育委員会第3回定例会会議録

- 1 日 時 令和6年3月10日（日）
開会 午後2時00分 閉会 午後3時13分
- 2 場 所 田無庁舎5階 会議室
- 3 付議事件 別紙議事日程のとおり
- 4 出席委員 教 育 長 木 村 俊 二
教 育 長 職 務 代 理 者 米 森 修 一
委 員 後 藤 彰
委 員 山 田 章 雄
委 員 服 部 雅 子
委 員 今 井 ゆ み
- 5 出席職員 教 育 部 長 松 本 貞 雄
教 育 企 画 課 長 飯 島 陽 子
学 務 課 長 近 藤 直
教 育 指 導 課 長 田 村 孝 夫
教育部主幹（教育指導課）兼統括指導主事 三 田 大 樹
教育部副参与兼教育支援課長 田 中 彰
社 会 教 育 課 長 吉 田 泰 一
公 民 館 長 福 所 良 幸
図 書 館 長 徳 山 好 永
- 6 事務局 教育企画課長補佐兼企画調整係長 佐々木 通
- 7 傍聴人 2人

令和6年西東京市教育委員会第3回定例会議事日程

日 時 令和6年3月10日（日）午後2時から
場 所 田無庁舎5階 会議室

- 第 1 会議録署名委員の指名
- 第 2 議案第6号 西東京市教育計画（令和6年度～令和10年度）
- 第 3 議案第7号 西東京市学校施設個別施設計画（令和6年度～令和15年度）
- 第 4 議案第8号 西東京市生涯学習推進指針（令和6年度～令和10年度）
- 第 5 議案第9号 第2期西東京市文化財保存・活用計画（令和6年度～令和15年度）
- 第 6 議案第10号 西東京市図書館計画（令和6年度～令和10年度）
- 第 7 議案第11号 西東京市教育委員会表彰規則の一部を改正する規則
- 第 8 議案第12号 西東京市立小・中学校学校運営協議会委員の任命について
- 第 9 そ の 他

西東京市教育委員会会議録

令和 6 年第 3 回定例会
(3 月 10 日)

午 後 2 時 02 分 開 会

議事の経過

○木村教育長 ただいまから令和6年西東京市教育委員会第3回定例会を開会いたします。

これより直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は傍聴の申し出があったため、傍聴希望者の入場を許可します。

〔傍聴者入場〕

それでは、会議を続けます。

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。本日は服部委員にお願いしたいと思います
が、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○木村教育長 それでは、本日は服部委員にお願いいたします。

○木村教育長 日程第2 議案第6号 西東京市教育計画（令和6年度～令和10年度）、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○飯島教育企画課長 議案第6号 西東京市教育計画（令和6年度～令和10年度）、について説明申し上げます。

次期教育計画の策定に当たっては、アンケート調査やヒアリング調査等を実施し、市立小・中学校の児童・生徒の保護者、公募市民、小・中学校長、社会教育関係者等を委員とする教育計画策定懇談会を設置し、合計11回の会議で検討を重ねてまいりました。本年1月のパブリックコメントを経まして、同月29日、懇談会における計画案がまとまり、教育長に提言がなされました。

計画につきまして、昨年11月の定例会からの変更点を中心に説明申し上げます。改めまして、計画の四つの基本方針について説明申し上げます。

計画書の26ページをお願いいたします。

基本方針のイメージとして、基本方針3と4の両輪の中に基本方針1がございまして、さらにその全てが重なる部分を基本方針2とし、基本方針1の中にも含まれるような形としてございます。四つの基本方針により、教育振興基本計画のコンセプトである持続可能な社会の創り手の育成、ウェルビーイングの向上を目指すようなイメージとなっております。

31ページ以降、基本方針1では、いわゆる知・徳・体の部分が含まれており、32ページのICTを活用した個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実、34ページの体験活動・交流活動の充実、39ページの人権教育の推進・多様性への理解促進に係る事業、44ページからの子どもの健康づくりと体力づくりの推進に係る事業などが含まれてございます。

47ページ以降、基本方針2では、社会の多様化が進む中、障害の有無や年齢、文化的・言語的背景、家庭環境にかかわらず、誰一人取り残さない教育の実現を目指しており、50ページの不登校児童・生徒への支援、55ページのヤングケアラー等の家庭環境に起因する問題の相談・支援、62ページの特別支援学級、特別支援教室における指導・内容の充実、日本語適応指導などの事業が含まれてございます。

63ページ以降、基本方針3では、学校を核としたまちづくりとして、学校・家庭・地域の

連携、協働による組織的、継続的な仕組みの構築を進め、地域ぐるみで子どもたちの育ちを支えていくことを目指しており、65ページの西東京ふるさと探究学習の推進に係る事業をはじめ、様々な事業が含まれてございます。

82ページ以降、基本方針4では、子どもたちから大人まで、高齢者、障害の有無、外国の方々など関係なく、全ての市民が参加できる学習機会の整備を進めることを目指しており、85ページのライフステージに応じた学びの機会の充実では、青少年、子育て世代、就労世代など、様々なライフステージに応じた学びの機会を充実させるオンライン講座などの事業が含まれてございます。

11月の定例会の際に御指摘をいただきました部分のうち、小中連携の推進において、西東京市モデルの説明を加えてはどうかという御意見につきましては、78ページのコラムにおいて、『「“西東京市モデル”の小中一貫教育」とは』という形で説明を加えております。

また、外国語教育の充実について、本文中は英語のことにしか触れていないため文言の統一を図るべきではないかという御意見につきましては、学習指導要領に外国語教育と示されており、小学校の教科書では主に英語を中心としておりますが、他国の言語や文化に触れる学習場面もあるため外国語のままとさせていただいております。

11月の素案から新たに文言がわかりにくいものに補足説明、解説を加えたコラムや、事業に関連する写真などを掲載してございます。

100ページからの第5章、計画の推進に向けてでは、今後の教育計画の進行管理、組織間連携、進捗確認指標について記載しております。

なお、103ページからは資料編といたしまして、用語解説、懇談会等開催経過、懇談会委員名簿、懇談会設置要綱を掲載してございます。用語解説につきましては、計画を読み進めるうえでわかりにくい用語については本編中にも解説を記載しておりますが、これ以外の用語も資料編を見てくださいと記載があるようなつくりとなっております。

説明は以上でございます。

○木村教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。

○後藤委員 1点教えてください。この西東京市教育計画がきちんと完成されたとき、これは市民及び学校教育関係者にどのように周知するのか教えていただけますでしょうか。

○飯島教育企画課長 まず、ホームページ等でどなたでも御覧いただけるように掲載させていただく予定でございます。また、この計画を教育現場で遂行していただくのは各学校の先生方だと思っておりますので、校長会等を通じて各学校へ周知するとともに、校務支援システムという学校と教育委員会を結ぶシステムのほうへも掲載させていただいて、どの先生でもお手にとって見ていただけるように進めてまいりたいと考えております。

○後藤委員 特に校長会というお話がありましたけれども、校長先生方に対しては、どこがポイントかとか、大事なところはきちんと先生方お一人おひとりに伝えていただくような形で、是非お願いしたいと思います。

以上です。

○山田委員 細かいことで恐縮なのですが、74ページに、学校における働き方改革の推進とあるのですが、この計画を実現させていくためには多分、先生方の働き方改革と

いうのはかなりキーになることではないかなと私は思っています。ここに挙げられている四つのポイント、これはそれぞれ非常に重要だとは思いますが、それ以外に多分、業務内容とか、それから学校行事、そういったものを精査して見直していくということも必要ではないかなと思っています。特にここに書かれていないということは、そういったことは日常的に進められているというふうに理解してよろしいでしょうか。

- 田村教育指導課長　こちらに書かれていないところですが、まず教育課程の編成、カリキュラムになるんですけれども、来年度、令和6年度からいわゆる余剰時数、標準時数よりちょっと多くとるというのを今までやっていたんですけれども、余剰はとらないで、その分しっかりと指導内容、要するに学習指導要領に内容項目を押さえておけば余剰をとる必要がないというところで進めます。その分、会議の時間を減らしたりですとかしながらという改革のほうは進めておるところでございます。それは全校でやっているところです。

以上です。

- 山田委員　ありがとうございます。この計画に従って、毎年どの程度実現されているかというのを点検しますよね。それは当然やるのですけれども、それ以外に子どもたちの学ぶ意欲とか、要するにこの計画を実施したことによって子どもたちがどう変わったか、それをもう少し頻繁に調査できるといいのかなという気がしますけれども、その辺は可能でしょうか。
- 飯島教育企画課長　委員おっしゃるとおり、これまでの点検評価という内容を少し変えていく必要があると私も思っております。具体的にはこれから検討させていただきますけれども、毎年毎年、今まで成果の指標ということで、取組事業に対して点検評価をしてまいりましたけれども、方向を示しておりますので、それについて進捗だったり現状の課題だったり、それに課題を解決するための方向性というところも、きちんと確認しながら進めてまいりたいと考えております。

- 木村教育長　ほかに質疑はございませんか。――質疑を終結します。

これより討論に入ります。――討論を終結します。

これより議案第6号 西東京市教育計画（令和6年度～令和10年度）、を採決いたします。
原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

-
- 木村教育長　日程第3 議案第7号 西東京市学校施設個別施設計画（令和6年度～令和15年度）、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

- 飯島教育企画課長　議案第7号 西東京市学校施設個別施設計画、について説明申し上げます。

お手元の計画の表紙をおめくりいただきまして、目次のほうを御覧ください。

本計画につきましては、本年1月23日（火曜日）の令和6年第1回定例会において計画素案を報告させていただき、その後、1月24日（水曜日）から2月23日（金曜日）にかけてパブリックコメントやパネル展示などを実施いたしました。パブリックコメント等の実施を踏まえて大きな修正などを行った箇所はございませんが、第6章に整備スケジュールと費用見

込みについて調整中であった部分を加筆しておりますので、その内容を説明させていただきます。

お手元の資料33ページを御覧ください。

(3) 設備改修等のスケジュールについてでございます。ここでは大規模改造工事など主な施設改修のスケジュール等をお示ししております。

まず、①大規模改造工事につきましては、これまでの改修実績や建替時期を考慮し、明保中学校で令和9年度から10年度にかけて工事を実施する予定をしております。明保中学校のほかに大規模改造工事をこれまでに実施していない学校施設はございますが、建物部位、設備ごとにそれぞれ改修を実施している場合があることから、点検等での指摘を踏まえつつ、また、建替時期を考慮しながら今後の対応を検討してまいります。

次に、②LED照明整備について。現在策定されている「西東京市公共施設環境配慮指針」では、令和12年度までに全ての公共施設をLED化することを目指すものとなっております。これを踏まえ、学校施設においてはリース方式による対応を想定し、その貸与期間である10年の設備使用が見込まれる学校において、電気使用量の多い順に5年間でLED化を進めてまいります。

最後に、③マンホールトイレ整備につきましては、災害に対する備えの充実を図るため、未整備となっている17校全てに早期に設置いたします。なお、17校のうち保谷小学校と保谷第一小学校については、令和5年度に設計を完了しており、令和6年度に工事に着手する予定でございます。

また、資料編において40ページの2、学校施設の老朽化状況などを加筆しております。なお、老朽化状況の評価AからDにつきましては、5ページに記載のある劣化状況評価基準による4段階評価となっております。

以上、簡単ではございますが、学校施設個別施設計画の説明とさせていただきます。

○木村教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。

○米森教育長職務代理者 説明ありがとうございました。施設計画の中で、基本、財政平準化で建替えということで進められると思うのですが、ちょっと質問ですけれども、建替えするというのが基本という中で長寿命化改修、これをどうやって取り組むかというところがなかなかわからないものですから教えてください。これは建替えの80年を超えて長寿命化で校舎が使えるということであれば、建替えではなくてこちらをするというような考え方になるのか、この手法をどういうやり方で使われるのかは考え方になりますけれども、御説明いただけるとありがたいです。

○飯島教育企画課長 資料の10ページのほうで、学校施設整備の基本的な方針をお示しさせていただいておまして、(3)の長寿命化改修の時期についてというところで、10ページ、11ページにまたがりますが、お示しさせていただいております。

基本的には、学校施設の長寿命化改修については、建築後35年程度をめどに検討し、将来の更新等費用の見込みから財政負担の平準化が必要であり、改修後30年以上の使用を想定する場合に実施することを基本とさせていただく考えを持っております。建築後35年程度を過ぎた場合でも、耐力度調査の結果によっては長寿命化改修の実施が可能であるため、例えば、

建替えの検討段階における調査結果を踏まえて長寿命化の改修を実施することは考えられるとなつてございますが、私ども、この計画におきましては長寿命化改修を実施する考えは持っておらず、建替えをしていくというような考えを示させていただいております。

○米森教育長職務代理者 一応お書きになったということは、財務的な状況とかいろいろ変わる要素もあるので、こういうことも考えながら進めていくということをここに披露しているということでよろしいのでしょうか。

○飯島教育企画課長 はい。

○米森教育長職務代理者 わかりました。

○山田委員 田無三中は多分、2025年から基本設計するということになると思うのですが、その場合、プールの設置というのをどういうふうになるのかというのが1点と、それからLED照明設備をリース方式にするもののメリットがあるのだと思うのですが、それについて教えていただけますでしょうか。

○飯島教育企画課長 プールにつきましては、計画のほうの24ページ以降にお示しさせていただいております。これまでも想定される整備手法のメリット・デメリット、それから公共民間プールの活用など、様々な想定を検討してまいりました。また、既に区のほうでは建替えのほうを進めている事例が複数ございますので、幾つか視察に行かせていただいたりもしております。

私どもといたしましては、これから1番目に田無第三中学校の建替えを予定しておりますが、建替え前に庁内の検討委員会を立ち上げ、その後に建替協議会、地域の皆様に入いただく協議会を立ち上げる予定をしております、その地域に合った利用の仕方が何が相応しいのか、そういったところを御意見を頂戴しながら最終的には決めていきたいと考えております。

また、LEDでございますけれども、リース以外の方法の検証も行った結果、費用も含めましてリースが一番妥当という考えを持っております。

以上でございます。

○木村教育長 山田委員、よろしいですか。

○山田委員 ありがとうございます。プールの件ですけれども、24ページからの御説明だと、どういう方式をとるかはまだ決まっていないと思われるのですけれども、2025年に田無三中の基本設計に着手するころまでには結論を出すというふうな理解でよろしいですか。

○飯島教育企画課長 はい。

○山田委員 わかりました。

○松本教育部長 この計画の28ページの(3)のところで、プール施設整備の基本的な考え方というものはお示ししております、このところでは、プールについては、中学校を中心とした屋内温水プールの設置による拠点校法を基本という形でまず考えております。ただ、先ほど課長が説明しましたとおり、次の段落ですね、実際の整備手法については、それぞれの学校の立地条件、周辺環境などを考慮して判断したいということで考えておりますので、具体的には建替協議会の中で検討を進めていく形になると思います。

○山田委員 わかりました。ありがとうございます。

- 米森教育長職務代理者 13ページの小中一貫のところもございますけれども、本町小学校と保谷中学校、ここに書いてありますように、物理的な状況から言うと一体的な整備というのは非常に合理的な考えのような気がしますし、そういう方向で、物理的な課題として可能性ということですから、別々に建てるよりは二つ合わせて、一体型かはともかく、一体型になるのが一番合理的なのかなという気はしますけれども。その物理的な課題への対応という、検討というのと、下の小中一貫のところは、一体的な施設整備のみを契機として実現するものではなく、通学区域その他のやり方もあるんだというふうに御説明されていますので、ここの物理的ではなくて、ほかの課題の結果、整備を進める連携型というのもあるということ、この小中一貫の部分と建替えとの関連の部分、整理されていますので、お聞かせ願えればと思います。
- 飯島教育企画課長 まず1点目でございますけれども、保谷中学校と本町小につきましては、33ページのところの上の部分でも触れておりますが、一体的な施設整備の可能性を引き続き検討していくこととしております。敷地の関係で一体的な整備をしていくのが望ましいという認識を持ってございますので、そのような考えでおります。
- また、小中一貫のところでございますけれども、通学区域見直しというところでございますが、来年度から個別施設計画が進んでいきますけれども、あわせて適正規模・適正配置の基本方針についても見直しをしていく予定を持ってございます。そちらのほうで、ここで見えてきた課題というのでも整理させていただきたいと考えております。
- 今井委員 先ほどプールのお話が出たのですが、プールのあり方というのは今後どうなっていくのかなというのはあるのですが、今までも、割とプールの予定をしていても暑過ぎて入れないとか、なかなか予定している時間数を確保するのはきっと大変なんだろうなというふうに思うんですけれども、これがこれから変わってきて、例えばプールが2時間のところを、移動を入れてそこを3時間とかいろいろ書いてあるんですが、それによって水に入れる機会が減ってしまうのかなとちょっと思ったのですが、そうではなくて、今まで水に入れる機会というのは保ちつつ考えていくという理解で合っていますか。
- 飯島教育企画課長 私ども先ほども申し上げたとおり、建替えをして複合化している自治体の視察等も何度か行かせていただいております。プールの時間数の確保といったところも、先進事例を参考にこれから検討してまいりたいと考えております。
- また、先ほど部長のほうで申し上げたとおり、学校の立地条件とか周辺環境というところが学校によって違ってまいりますので、その辺も考慮しつつ、どういう手法がその地域に合っているかということも踏まえて検討してまいりたいと考えております。
- 木村教育長 今井委員、よろしいですか。
- 今井委員 はい。
- 松本教育部長 この計画の24ページのところに、学校プールに関するアンケート調査結果というのが載っております。これが小中学生合わせて3,000名以上の方からいただいたアンケートなんですけれども、一番多かったのが「1回のプール授業の時間を増やしてほしい」という、これが一番多かったので、我々教育委員会としても、やはりこの視点は大事にしたいなと思っています。

プールの整備については、授業の内容の充実とともに、多額な費用をかけてつくったプール施設というものがちゃんと効率よくというか、使われていますかというのも一方で問われているという認識を持っておりまして、要はお金をかけてつくったものが、例えば学校だけで使い切れないのであれば地域利用ということも考えないといけないと思っております。その前提で、例えば屋内温水とかという考えを最終的には結論として出したところでございます。

○今井委員　ありがとうございます。

○服部委員　この計画の12ページのところに、ひばりが丘中学校跡地の活用という部分があり、令和16年以降に活用というふうに読めるのですが随分先だなという印象があり、それまでの土地はどういう状況に置かれるのかということが1点です。

あと、代替施設を用意しないで建て替える場合、校庭に工事車が入って建物をつくっていくという場合、運動施設の部分というのは、どう確保されるのでしょうかという点です。

あともう1点、学校を見せていただいたときに、これから建て替えられる部分だと思うのですが、子どもたちの動線を考えたつくりといたしますか、そういったことが必要じゃないかなと。学校によったら、どう考えても移動して授業が始められるまでに10分近くかかってしまって、また終わったら戻ってこなければいけない。授業時間がどれくらい確保できるのかしらと思わされる学校もありましたので、そういう子どもたちの授業の動線というのが、どういうふうに新しく学校をつくられるときに考えられているのかを教えてください。

○飯島教育企画課長　まず、ひばりが丘中学校の跡地でございます。学校の用地としては令和16年度以降から利用する考えをこの計画で示させていただいておりますが、それまでの暫定利用につきましては、現在、市長部局の公共施設マネジメント課のほうで、これから地域の皆様の声を聞きながら決めていきたいというふうに伺っております。

2点目の校庭のほうに校舎を建てた場合ということでございましたが、周辺の学校あるいはスポーツ施設等の利用というところも視野に入れながら検討してまいりたいと考えております。

最後の3点目でございます。資料の14ページのほうで、学校施設の地域利用・複合化というところにも示させていただいておりますが、学校の建替えに当たりましては、その後の教育活動に支障がないように、諸室の配置や動線の工夫など、児童・生徒の皆さんの安全に配慮しながら施設環境などについて検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○服部委員　すみません。今の3点目に関しては複合化ということではなく、単純に――。子どもたちが授業に行くのに、例えば1年生が体育館に移動するのに大変時間がかかりそうな、複雑なつくりの学校がありますよね。そういったものは今、現状すぐにどうこうできないと思うのですけれども、今後建て替えられたりするときに十分な考慮が必要ではないかなと思っております。

○飯島教育企画課長　都内でも学校の建替えが大分進んでおりまして、いろいろなコンセプトで各自治体が先進的に進めているところでございます。私どもも今からつくることにはなりますが、各施設のいいところを踏まえつつ、本市のほうでどういう形の施設が一番いいかと

いうところを踏まえながら検討してまいりたいと考えております。

○木村教育長 よろしいですか。

○服部委員 はい。

○松本教育部長 計画書の16ページを御覧ください。

2番の(1)学校施設のゾーニングという項目がありまして、その2段落目です。諸室、この下の表5を御覧いただくと、ゾーン別の区分けというのを意図しております。その諸室の配置については、平時の児童・生徒と教職員の動線、これはやはり大事なものを考慮することと、あと非常時の避難経路、それから地域利用などにおける動線も考慮したものとしたということで私ども考えておりますので、この計画に基づいてゾーニングと動線という考え方はしっかりと実現していきたいと考えております。

○服部委員 ありがとうございます。

○木村教育長 ほかに質疑はございませんか。――質疑を終結します。

これより討論に入ります。――討論を終結します。

これより議案第7号 西東京市学校施設個別施設計画（令和6年度～令和15年度）、を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

○木村教育長 日程第4 議案第8号 西東京市生涯学習推進指針（令和6年度～令和10年度）、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○吉田社会教育課長 それでは、議案第8号 西東京市生涯学習推進指針（令和6年度～令和10年度）、について説明申し上げます。

これまで平成26年度から令和5年度までの10年間を期間とする生涯学習推進指針を策定し、生涯学習の推進に向けて取組を進めてまいりました。このたび生涯学習推進指針の期間が終了を迎えることから、この間の社会情勢の変化や社会教育委員会からいただいた意見を踏まえ、見直しを行い、令和6年度から令和10年度までの5年間を期間とする新たな指針を策定することといたしました。

恐れ入りますが、1ページ、2ページをお願いいたします。

1、生涯学習についての基本的な考え方でございます。ここでは、生涯学習についてユネスコや国が示す考え方を示してございます。

(1) 生きることは学ぶこと。こちらは現在の指針と同様でございます。(2) 生涯学習の理念でございますが、現在の指針の記述をベースに中央教育審議会の答申を用いて生涯学習の推進に当たって留意する点を書き加え、一部内容を改めてございます。

恐れ入りますが、3ページ、4ページをお願いいたします。

(3) 知識基盤社会への対応でございますが、こちらも現在の指針と同様でございます。

(4) 学びの循環。こちらにつきましては、現在の指針の記述を整理して項目の一つに掲げたものでございます。(5) これからの生涯学習でございますが、現在の指針の改定以降に示された国の計画や制度について述べてございます。令和5年に閣議決定された第4期教

育振興基本計画の学習機会が保障され、生涯学び活躍できる環境や仲間とつながりながら学ぶことのできる環境の整備について記述してございます。

恐れ入りますが、5ページをお願いいたします。

2番の指針の位置付け・期間でございます。

(1) 指針の位置付けでございますが、上位計画でございます教育計画の基本方針の一つである「多様な『学び』と『つながり』を通した生涯学習の推進に向けて」の実現に向けて、生涯学習の分野における基本的な考え方や方向性を示すものでございます。(2) 指針の期間でございますが、教育計画の期間と合わせ、令和6年度から令和10年度までの5年間としてございます。

恐れ入りますが、6ページをお願いいたします。

3番、生涯学習に関する市民の「いま」でございます。こちらは6ページの(1)から8ページの(3)まで全て共通で、現状を本のマーク、現状に対しての課題や分析などを虫眼鏡マーク、以降に示す生涯学習推進のための視点につながるポイントを鉛筆マークで示すことで、一目で見やすくするようにお示ししてございます。

(1) 市民の4人に1人は高齢者、でございますが、西東京市人口推計調査報告書を用いて、令和10年には市民の4人に1人は高齢者との予測を示してございます。それを踏まえ、人生100年時代を見据え、誰もが自ら学習できる環境づくりが大切であること、学ぶ機会の多様化も重要としてございます。また、生涯学習推進のための視点として、自ら学習できる環境づくりは9ページの視点1へ、また、学ぶ機会の多様化は同じく9ページの視点2へつながっていることをお示ししてございます。

恐れ入りますが、7ページをお願いいたします。

(2) 生涯学習の推進についての満足度・重要度は高まっている、でございます。西東京市市民意識調査を用いて、文化芸術の分野で2か年続けて満足度・重要度ともに上昇しているのが「生涯学習活動の推進」のみとなっていることをお示ししてございます。この調査結果は、これまでの多様な学習機会などの取組による成果として受けとめられながら、市民の多様な学習ニーズにきめ細かく応える学習機会の提供が求められることを述べてございます。生涯学習推進のための視点としましては、(1)と同様に各視点へつながることをお示ししてございます。

恐れ入りますが、8ページをお願いいたします。

(3) 生涯学習への要望は高い、でございますが、西東京市教育計画策定のためのアンケート調査報告書によりますと、生涯学習を行うに当たって困っている点として、青少年では「忙しくて時間がない」が63.5%、学びたいときに学べるようにするための取組として、青少年では「気軽に学習に取り組める雰囲気づくり」が47.1%でございました。これらから、生涯学習推進のための視点としましては、これまでと同様に各視点へつながっていることをお示ししてございます。

恐れ入りますが、9ページと10ページをお願いいたします。

4、生涯学習推進のための視点・基本理念・方向性でございます。さきに説明いたしました各種調査から導き出された生涯学習を推進するうえでの視点・基本理念・方向性を三つ掲

けてございます。一つ目として自ら学ぶ、二つ目として学びを支える、三つ目としまして学びをつなぐ・育むとし、それぞれの視点で基本理念や方向性を掲げてございます。

最後になりますが、巡回型地域社会のイメージ図をお示ししてございます。

私からは以上でございます。よろしく御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○木村教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。――質疑を終結します。

これより討論に入ります。――討論を終結します。

これより議案第8号 西東京市生涯学習推進指針（令和6年度～令和10年度）、を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

○木村教育長 日程第5 議案第9号 第2期西東京市文化財保存・活用計画（令和6年度～令和15年度）、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○吉田社会教育課長 それでは、議案第9号 第2期西東京市文化財保存・活用計画（令和6年度～令和15年度）、について説明申し上げます。

次期文化財保存・活用計画の策定に当たりましては、意識調査やヒアリング調査等を実施し、学識経験者、文化財保護審議会委員、公募市民、社会教育関係者等を委員とする文化財保存・活用計画策定懇談会を設置し、計4回の会議で検討を重ねてまいりました。令和6年1月のパブリックコメントを経て、2月26日の懇談会において計画案がまとまった次第でございます。

計画について、改めて、根幹となる考え方と目標及び取組を中心に説明させていただきます。

4ページをお願いいたします。

本計画の根幹を成す考え方を挿図にして表してございます。行政だけでなく、市民・文化財所有者・関係団体など多様なステークホルダーが、キャプションにも掲げております地域総がかりで文化財を守り育てることで、人と社会のつながりや心の安定、活気ある地域などを生み出し、それが歴史文化の豊かな「住み続けたいまち」西東京市の発展につながるということを示してございます。

7ページをお願いいたします。

本計画では周りにある様々な文化財を指定や未指定にかかわらず捉え「まちなか文化財」として扱うこととしてございます。

15ページから30ページまでは、このような文化財を三つのストーリーにまとめ、西東京市の歴史文化、文化財をより身近に感じていただけるようにお示ししてございます。

50ページをお願いいたします。

取組のイメージ図でございます。五つの目標は、循環しながら成果を上げ、大目標に向かう形となっております。

52ページ、53ページをお願いいたします。

目標とそれぞれの課題、課題を克服し目標を達成するための取組の方向性と、具体的な取組例の一部を抜粋して提示してございます。

それぞれの詳細につきましては、54ページから76ページまでにお示しさせていただいております。

なお、本計画の推進に向けては、81ページの第7章に、全庁的な取組の推進、市民と行政との連携、国や他機関との連携としてまとめ、市の文化財保護審議会への報告と審議会から意見をいただきながら進めていく形となっております。

最後になりますが、83ページからは資料編といたしまして、委員名簿、パブリックコメント、市指定文化財概要一覧、用語解説などを掲載してございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いいたします。

○木村教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。――質疑を終結します。

これより討論に入ります。――討論を終結します。

これより議案第9号 第2期西東京市文化財保存・活用計画（令和6年度～令和15年度）、を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

○木村教育長 日程第6 議案第10号 西東京市図書館計画（令和6年度～令和10年度）、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○徳山図書館長 議案第10号 西東京市図書館計画（令和6年度～令和10年度）、について説明申し上げます。

令和5年度で現行の西東京市図書館計画（平成31年度～2023年度）が終了となることから、今後5年間の図書館として取り組むべき事業を示すため、令和6年度から令和10年度までを計画期間とする西東京市図書館計画を新たに策定するものでございます。

西東京市図書館計画（令和6年度～令和10年度）の策定に当たりましては、小学生以上の意識や実態を把握するため図書館に関するアンケート調査を実施し、公募市民、学識経験者、社会教育関係者等を委員とする図書館計画策定懇談会を設置し、計9回の会議で検討を重ねてまいりました。本年1月から2月にかけて実施いたしましたパブリックコメントを経て、2月21日の懇談会にて計画案がまとまった次第でございます。1月の定例会でお示しました計画素案から変更については、表現や文言修正が主なものとなり、内容等を含めた大幅な変更はございません。

以上、簡単ですが、私からの説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○木村教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。――質疑を終結します。

これより討論に入ります。――討論を終結します。

これより議案第10号 西東京市図書館計画（令和6年度～令和10年度）、を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

○木村教育長 日程第7 議案第11号 西東京市教育委員会表彰規則の一部を改正する規則、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○飯島教育企画課長 議案第11号 西東京市教育委員会表彰規則の一部を改正する規則、について説明申し上げます。

本議案は、西東京市教育委員会表彰の実施に当たり、従来の大会成績等による表彰基準を改め、被表彰者の努力の過程等功績に焦点を当てた表彰基準とするため、規則の一部を改正するものでございます。

恐れ入りますが、ホチキスどめの新旧対照表を御覧ください。

主な改正の内容でございますが、第1条の目的において、児童・生徒につきましては、他の模範となる顕著な姿勢や努力が認められる者を対象とすることで、当該児童・生徒の努力の過程を評価し表彰できるようにいたしました。個人及び団体につきましては、引き続き西東京市の教育等の振興に寄与することを対象としております。それ以外の箇所につきましては、このたびの改正の趣旨に合わせて文言整理等を行っております。

なお、この規則は、令和6年4月1日から施行する予定でございます。

説明は以上でございます。

○木村教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。

○米森教育長職務代理者 質問になりますけれども、従来からもお話があったと思いますが、私たちの範疇、教育委員会の範疇だと、市立、公立の学校ということでなるとは思うんですけども、例えば市内の子どもで私立に通っている子どもが、こういう成績とかいろいろなものを学校長が見られないので、なかなか表彰はしづらい部分があると思うんですけども、例えばオレオレ詐欺のおばあちゃんを止めたとか、人命救助とか、そういう部分で何か中学生が貢献したというようなとき、この規定の中で読めると考えていいんですか。市内の居住の人に対する個人という部分で、これは読めるということで考えていいのか、市立学校じゃないのでということで、第2条なのか。この辺はどういうふうな感じになるのか教えていただければ。

○飯島教育企画課長 市内にお住まいの私立の学校に通われている方につきましても対象としております。

○米森教育長職務代理者 一応推薦書を出すということになっていますから、これで私立のほうから出てくればいいということになるわけですね。——はい、わかりました。ありがとうございました。

○山田委員 現行も改正案もそうなんですけれども、「西東京市の教育、学術、技術、芸術、体育等の振興に」となっているんですけども、ここは具体的にガイドラインみたいなものがあるんですか。どういう場合に西東京市に寄与したと。

○飯島教育企画課長 この改正に合わせまして、考え方の基準も整理させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○木村教育長 基準については、今後また。

ほかに質疑はございませんか。——質疑を終結します。

これより討論に入ります。——討論を終結します。

これより議案第11号 西東京市教育委員会表彰規則の一部を改正する規則、を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

○木村教育長 日程第8 議案第12号 西東京市立小・中学校学校運営協議会委員の任命について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○三田教育部主幹 議案第12号 西東京市立小・中学校学校運営協議会委員の任命について、の提案理由を説明申し上げます。

本議案につきましては、西東京市立小・中学校学校運営協議会委員の任命について、各学校長より御推薦いただきました委員の任命を行うものでございます。令和6年度からは西東京市立小・中学校全てに学校運営協議会を設置する予定でございます。

恐れ入りますが、資料を1枚おめくりください。資料の2枚目から各学校の学校運営協議会委員の名簿になってございます。

委員につきましては、西東京市学校運営協議会規則第7条に基づき、学校長の推薦により10名以内で任命することとしてございます。委員の氏名及び区分につきましては、資料記載のとおりでございます。

任期は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとなります。

私からの説明は以上でございます。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○木村教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。

○米森教育長職務代理者 運営協議会は、これから学校のキーの存在だと思いますので、こういう学校運営協議会委員の、校長が推薦される方、大体どういった方が多いのか教えていただければ。

○三田教育部主幹 委員のどういった方という御質問でございますけれども、まず地域の育成会の会長さんでございますとか、これまで学校運営連絡協議会が学校にはございまして、そのときの学識の方でございますとか、あと学校施設開放運営協議会の委員の方でありますとか、地域の方がお手伝いしてくださるそういった方ですとか、当然、保護者の皆様、PTAから御推薦いただく方とか、そういった方たちで構成されていることが主だというふうに認識しております。

○米森教育長職務代理者 ありがとうございます。

○山田委員 関係行政機関というのはどういうところなのかというのを、ちょっと教えてください。

○三田教育部主幹 関係行政機関の方ですと、例えば市役所にお勤めの方もおりますし、例えば関係の、近隣の保育園の先生とか、学童とか、そういったような方がメンバーに入ってい

るというふうに認識しております。

○山田委員 わかりました。ありがとうございます。

もう1点なんですけれども、対象学校の運営に資する活動を行う者というのは、ほかのカテゴリに入らない方だと思うんですけれども、例えば保護者でもないし、地域外に多分住んでいて、関係行政機関の職員でもなく学識経験者でもない方が対象学校の運営に資する活動を行う者なのでしょうか。ちょっとよくわからないので。

○三田教育部主幹 本市においては、現時点では、基本的には全て地域の方でメンバーを構成されております。コミュニティ・スクールが、地域に密着した活動が、西東京ふるさと探究学習の推進も含めて進めていく関係で、必ず校長のほうもその点を意識されていて、学識であっても西東京市にお住まいの方を選出するといった学校がございますし、指導に携わる方も、基本的には何かしらの形で市に関わっていらっしゃる方を御推薦いただいているということで、現時点ではそういうメンバーが選出されております。

○山田委員 そうすると、対象学校の運営に資する活動というのは、一体、何か特別に書かれているような気がするんですけども、どのカテゴリにも入らないからこういう表現なのかなと思うんですけれども、何か特別な意味があるのかなと思って。特別な役割。

○三田教育部主幹 特別な役割というふうに、詳しい概念規定は、こちらでまた整理しなければならないということで考えておりますが、基本的には地域の方に学校教育のことを御支援いただくという考え方をベースにしておりますので、特段そういう考え方ではないというか、しっかりと地域とともにという、学校教育を進めていくという認識でございます。

○木村教育長 よろしいですか。

○山田委員 はい。

○今井委員 一つ教えてください。委員の方の中で複数校を務めるというか、名前を兼ねている方もいらっしゃるのですが、そういう方が委員を複数校やることは可能というのは教えていただいたんですけれども、その方が会長とかコーディネーターというのを複数校兼ねるということも可能なんですか。

○三田教育部主幹 現時点でコーディネーターというお立場で2校兼ねている方はいらっしゃいます。また、学校運営協議会の委員として2校兼ねているような方もおります。一応可能ではあるのですが、なかなかそういった方たちが複数校を兼ねるというのは、大変御負担にもなりますし、というのがあります。支払うお金のことにつきましても、2校で同時ということではなくて、出た回数によって決まってくるということもありますので、御本人と校長との相談の中で、御負担のないような形で、しっかりと教育活動を推進していただくような事前の調整は図っているというふうに認識しております。

○今井委員 ありがとうございます。

○服部委員 運営に資する活動という言葉が目につくのですが、育成会の方とか、そういうのが逆に文字、文言として出てきていない。具体的に育成会の会長さんであるとか、そういうことがないのが、ちょっと私には逆に不自然に思えたのですけれども、あえてそういうことを書かないようにしていらっしゃるのでしょうかという点。

あと、当該学校の方が自分の学校の学校運営協議会、学校の方たちだという告知というの

は、校長先生が何らかの形でお示しになるのでしょうか。

- 三田教育部主幹 区分については、基本的に大きな規定というのはございませんで、大きくまとまりで示させていただいているところでございます。メンバーについての周知のことについては、しっかりとここが承認されまして学校として確定したところで、しっかりと保護者の皆様にもお伝えしますし、必要に応じてホームページ等で周知という形をとります。学校運営協議会、コーディネーターも含め、課題として上がってきていることは、学校運営協議会委員のそもそもメンバーであるとか、この役割といったことが保護者のほうに周知できていないような課題というのも挙げられておりますので、今後一層、本市としてもしっかりと広報活動も含めて進めていきたいなと考えているところでございます。

以上でございます。

- 服部委員 学校ということですので大丈夫かとは思いますが、宗教及び政治的な背景の方ということは特に気にしないで、もちろんそこに住んでいる地域の方ですから、地域の子どもたちのために尽力したいという考えで引き受けられているとは思いますが、そういったことへの配慮というか、何かくくりというか、そういったことはお考えになってますか。
- 三田教育部主幹 こちらの委員をお引き受けいただいていくときに、公務員としてのそういった規定等の御認識をいただいたうえで、立候補というか、お名前を挙げさせていただいておりますので、そういったことについて、こういった宗教にお入りになられて、どういう思想性をお持ちだということの、一々確認ということはこちらではしておりませんが、ここをお引き受けいただくための条件というのはございますので、それについてはしっかりと校長等が把握して、こちらに推薦を上げてきているものと認識しております。
- 服部委員 ありがとうございます。
- 木村教育長 ほかに質疑はございませんか。――質疑を終結します。

人事に関する案件ですので、討論を省略いたします。

これより議案第12号 西東京市立小・中学校学校運営協議会委員の任命について、を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

-
- 木村教育長 日程第9 その他を議題といたします。教育委員会全般についての質疑をお受けします。
- 今井委員 すみません。さっきコミュニティ・スクールの際に言えばよかったんですけども、コミュニティ・スクールの委員の方というのは地域の方だったり、保護者の方だったり、行政の方だったり、いろいろな方が学校づくりの中心に立たれるようになると思うので、意識を統一するために、そもそもコミュニティ・スクールというのはこういうものだという基本中の基本というか、根っこの部分というのは、毎年最初にしっかり説明していただきたいなというふうに思います。あとはいろいろ約束ごとみたいなものもあると思うんですが、例えば守秘義務があるとか、そういうところもきちんと御説明して、御理解いただいてやっ

ていただけるといいなというふうに思うので、それが一つ。

あと、会議というのは、原則公開というふうに私は認識しているんですけども、やはりせっかくやるには風通しのいい開かれたものであってほしいなというふうに思うので、会議のお知らせをしているところとかしていないところとかが、そういうところがないように、どうやって会議の日程をお知らせしますよというような、そういうのが保護者でも地域の人でもわかるようなやり方でお知らせしていただけたらうれしいです。よろしくお願いします。

○木村教育長 ただいまのは要望というか御意見ということで、学校も含めて対応をしっかりとやっていただくようにお願いしたいと思います。

○服部委員 質問というかお願いというか。今日の朝日新聞の欄で、その人は韓国籍、国籍が違う御両親のもとで日本にいる中学生さんのいじめの記事がありました。その中でちょっと気になったのが、学校から配布されたタブレットを使用して、いじめをしてくる人といじめられている人の2人だけの間の、それをほかのクラスの子が共有したり見たりするわけではないが、そういったことでそれが続いているというような記事を見まして、ちょっと不安を覚えました。なので、そういったことは可能性としてあるのでしょうかということと、そういうことがないように何かしておられるということがあれば、教えてください。

○田村教育指導課長 本市のタブレットにおいてチャット機能というものがついています。チャット機能というものは、基本的には授業中に自分の意見を交わすというような機能になっております。ここのところのチャット機能というのは、オンオフしかないものになっておりますので、基本的に全部切ってしまうと、そういった主体的な活動というのに影響が出てきてしまいます。悪口を書き込むというような悪意を持ってやるというようなこともできてしまう現状はありますが、情報モラル教育というようなところで、これはタブレットに限らず、いじめはよくない、タブレットに書く書かないではなくて、基本的にいじめはよくない、絶対に西東京市では許さないというような指導をしているところでございますが、さらにタブレットは見えないところですので、学校に周知啓発して指導していきたいと考えております。

以上です。

○服部委員 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

○木村教育長 ほかに質疑はございませんか。――質疑を終結します。

以上でその他を終わります。

以上をもちまして令和6年西東京市教育委員会第3回定例会を閉会します。ありがとうございました。

午 後 3 時 13 分 閉 会

西東京市教育委員会会議規則第29条の規定によりここに署名する。

西東京市教育委員会教育長

署 名 委 員